

「千葉市シェアサイクル事業」の本格実施を決定しました！
～市内の移動手段としてさらなる定着を目指します～

千葉市では、2018年3月より、都市部における新たな都市交通システムとしてのシェアサイクルの効果及び課題などを検証するため、「千葉市シェアサイクル実証実験」を実施してきましたが、実証を通じて一定の成果が得られたことから、シェアサイクル事業の本格実施を決定しましたので、お知らせします。

また、本格実施に当たり、本市と共同で事業を実施する事業者を公募しますので、併せてお知らせします。

1 本格実施決定に至った背景

2018年3月から2019年9月まで、約1年半にわたる実証実験の結果、都市部におけるシェアサイクルの有用性として下記事項が成果として得られたことから、シェアサイクル事業を本格実施することを決定した。

＜実証実験の成果＞

- ・実証規模の拡大とともに利用者及び利用回数が順調に増加しており、利用者からの評価が良好であること。
- ・通勤・通学、ビジネスユース、日常使い(買物等)、観光・レジャーなど、シェアサイクルが様々な用途で利用されており、既存公共交通を補完する存在になってきていること。
- ・シェアサイクルと一般の自転車が混在することなく、違法駐輪が発生していないこと。
- ・行政が費用負担しない事業モデルであっても、今後の利用増により事業採算性が確保できる見込みであること。

2 本格実施の概要

(1) 実施期間

令和2年2月1日から令和7年3月31日まで(予定)

(2) 実施範囲

千葉市立地適正化計画における「居住促進区域」を基本とします。

※ただし、事業開始時点での詳細な実施範囲については、事業者との協議により決定します。

(3) 実施体制

実証実験時と同じく、実施主体は市、運営主体は民間事業者とします。

主 体	千葉市 (実施主体)	民間事業者 (運営主体)
役 割	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業全体の総括 ・ 公共のサイクルポート用地確保 (占用料を免除) ・ 関係者調整(交通事業者、自治会等) ・ 市民等への周知 (ホームページ、市政だより等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設及び器材整備 ・ 民間のサイクルポート用地確保 ・ シェアサイクル事業の運営 ・ 違法駐輪対策 ・ 利用者アンケート・データ収集等 ・ 利用者への周知広報

※本事業の運営に要する費用はすべて事業者の負担とし、千葉市は補助金、委託料、その他一切の費用を負担しない。

3 事業者公募

公募型プロポーザル方式で、本市が設置する選定委員会において、企画提案書及びプレゼンテーションの内容を審査します。なお、審査に当たっては、「課題解決」を重視します。

【審査基準】

評価項目	配点	審査内容
基本方針	20	全体方針、事業期間ごとの方針
運営能力・利用者数	35	運営実績、運営体制、採算性、利用者数など
運営設備	20	メンテナンス方法、再配置
利用者の利便性	25	登録方法、利用方法、多言語対応など
安全・環境対策	30	緊急時対応、違法駐輪対策、個人情報管理
地域連携	30	新規性・拡張性、地域事業者との連携など
課題解決	40	実証実験における課題への対応策
合計	200	

4 事業開始までのスケジュール

実施要領の配布、参加意向申出書の受付	令和元年10月 1日 (火)から
質問書の受付	令和元年10月10日 (木)まで
質問書の回答	令和元年10月16日 (水)
参加意向申出書の受付	令和元年10月18日 (金)まで
企画提案書の受付	令和元年10月24日 (木)まで
プレゼンテーション	令和元年11月 7日 (木)
審査結果通知	令和元年11月中旬
協定締結	令和元年11月下旬
準備期間	令和元年11月下旬～令和2年1月下旬
事業開始	令和2年 2月 1日 (土) 予定

5 実証実験の延長について

事業者公募に伴い、現在の実証実験を令和2年1月31日まで延長します。

<参考>

「居住促進区域」について

都市再生特別措置法第81条に基づき、「人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域」として定める「居住誘導区域」について、「市民一人ひとりの居住地選択を促すという観点で、今後緩やかな居住促進を図る区域」として、本市独自の名称で位置付けた区域。